

新工事 第 114 号
令和 5 年 2 月 20 日

市発注工事受注者各位

新潟市工事検査課長

過積載による違法運行の防止対策について（通知）

過積載による運行は、カーブでバランスを失いハンドルをとられる、積載物が転落する、ブレーキが効かなくなるという現象を起し、事故につながる要因となっております。

こうした状況を踏まえ、下記事項を留意のうえ、より一層の過積載防止対策を講じられるよう通知します。

記

- 1 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2 さし枠装着車、ダンプ規制法の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- 4 取引関係にあるダンプカー事業者等が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬等に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5 取引に当たってダンプカー事業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 6 骨材の購入等に当たって骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 7 従業員等に対し、過積載防止のための教育を徹底すること。
- 8 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和 42 年 8 月 2 日法律第 131 号。以下、「法」という。）の目的を鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進することが望ましい。